

主要施策名:(5)まちなみの景観形成

事務事業本数:2

基本目標(章)	主要施策(節)	施策区分	事務事業 コード	事務事業	所管課
①便利で快適な まちづくり	(5)まちなみの景 観形成	(1)都市景観の形成	151-1	都市計画法等に基づく事務事業	建設課
		(3)「美しい景観都市 玉名」の実現	153-1	景観形成推進事業	建設課

事務事業事後評価表

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	都市計画法等に基づく事務事業		所管課 【2】	建設課
			評価者(担当者)	古閑俊彦
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	①便利で快適なまちづくり		
	主要施策(節)	(5)まちなみの景観形成		
	施策区分 (市民意識調査結果)	(1)都市景観の形成		
	<input type="checkbox"/> 【A】重点改善領域 <input type="checkbox"/> 【B】重点維持領域 <input type="checkbox"/> 【C】観察領域 <input checked="" type="checkbox"/> 【D】維持領域			
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	<input type="checkbox"/> 市長公約 <input type="checkbox"/> 新市建設計画【 年度予定 : 金額 千円】 <input checked="" type="checkbox"/> 法令、県・市条例等【 都市計画法、建築基準法、都市計画審議会条例等 】 <input type="checkbox"/> その他の計画【 】 <input type="checkbox"/> 該当なし			
事業区分 【6】	<input type="checkbox"/> ソフト事業 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業 <input type="checkbox"/> 施設の維持管理事業 <input checked="" type="checkbox"/> 内部管理事務 <input checked="" type="checkbox"/> 計画等の策定事務			
会計区分 【7】	<input checked="" type="checkbox"/> 一般会計 <input type="checkbox"/> 特別・企業会計【 款 8 項 5 目 1 細目 2			

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景 (どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	玉名市の都市づくりのための基本的な考えを示し、土地の合理的利用に関する各種制限等について、その内容とプロセスを市民等に認識してもらうとともに、土地利用の規制・誘導を行っていく必要がある。
対象(誰、何に対して) 【9】	市民
意図(どのような状態にしたいのか) 【10】	玉名市が目指す都市の将来像に向けて規制誘導する。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返し <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【 年度】 【 H17 年度から】 【 年度～ 年度まで】		
事業主体 【12】	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> その他【 】		
実施方法 【13】	<input type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付 <input type="checkbox"/> その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	都市の発展を計画的に誘導し秩序ある市街地を形成し、人々の健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するため、下記の事業を行っている。 ①都市計画審議会事業:都市計画行政の円滑な運営を図るため、審議会を開催する。 ②都市計画区域見直し事業及びマスタープラン策定事業:都市計画の指針として具体的に明示し都市計画マスタープランを策定する。 ③建築確認申請事前確認事務事業:建築確認の事前申請を行う。 ④開発行為・開発のいらない証明事務事業:開発区域内に存在する公共施設の管理者との協議を行う。 ⑤都計法第53条申請事務事業:都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内の建築物の構造等の確認を行う。 ⑥建基法第42条道路の定義関係事務事業:位置指定道路の指定に伴う事務手続きを行う。 ⑦建築許可に係る意見書事務事業(建基法第43条・48条):県がただし書き道路の許可を行う際に、市の意見を述べるもの。 ⑧地区計画届出事前事務事業:対象地区内で土地の区画変更・建物の用途変更等の届出の確認を行う。 ⑨県権限移譲事務事業(土区整法、駐車場法、都計法、公拓法):県からの権限移譲に伴う事務を行う。 ⑩都市計画用途地域区分等と業務:都市計画用途地図、国土基本図の分与を行う。	⇒	事務事業を構成する細事業 【15】 ① 都市計画審議会事業 ② 建築確認申請事前確認事務事業 ③ 開発行為・開発行為のいらない証明事務事業 ④ 都計法第53条申請事務事業 ⑤ 建基法第42条道路の定義関係事務事業

《事務事業実施に係るコスト》

		H26年度決算	H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算	全体計画	
投入コスト	事業費 (千円)	国庫支出金	0	0	0	0	
		県支出金	0	0	0	3,715	
		起債	0	0	0	0	
		受益者負担	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	
		一般財源	480	35,875	139	3,943	
	【16】 小計	480	35,875	139	7,658	0	
	[再掲]臨時・非常勤職員人件費(千円)	0	0	0	0		
	職人 員件 の費	職員人工数	1.30	1.30	1.50	1.50	
		職員の年間平均給与額(千円)	5,761	5,871	5,871	5,871	
【17】 小計		7,489	7,632	8,807	8,807		
合計		7,969	43,507	8,946	16,465		

《事務事業の手段と活動指標》【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29計画
① 都市計画審議会事業	都市計画法によりその権限に属された事項を調査審議する。	開催回数	回	0	1	2	1
② 建築確認申請事前確認事務事業	建築確認申請の受付事務を行う。	受付件数	件	264	266	248	240
③ 開発行為・開発行為のいない証明事務事業	開発行為の受付事務を行う。	受付件数	件	4	5	3	4
④ 都計法第53条申請事務事業	建築確認申請に伴う、53条申請の受付事務を行う。	受付件数	件	7	5	4	5
⑤ 建基法第42条道路の定義関係事務事業	都市計画用途地図及び都市計画図の分与を行う。	受付件数	件	129	85	59	72

《事務事業の成果》【19】

成果指標(意図の数値化)	計算方法又は説明	単位	H26目標	H27目標	H28目標	H29目標
			H26実績	H27実績	H28実績	
1						
2						

《事務事業の評価》

評価項目		評価の視点	評価	評価の説明
妥当性 (判定)	実施主体の妥当性 【20】	市が実施すべき事業か。また、民間やNPO等他の団体では実施できない事業か。	<input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 問題なし	
	目的の妥当性 【21】	税金を使って達成する目的か。また、市民ニーズの低下により役割が薄れていないか。	<input type="checkbox"/> 問題あり <input type="checkbox"/> 問題なし	
	廃止・休止の影響 【22】	事業を止めた場合、受益者に不利益が生じる等の影響があるか。	<input type="checkbox"/> 影響あり <input type="checkbox"/> 影響なし	
有効性 (判定)	目標の達成度 【23】	成果指標の目標値は達成できたか。	<input type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 未達成	
	成果向上の余地 【24】	成果がもっと上がる余地はないか。	<input type="checkbox"/> 余地あり <input type="checkbox"/> 余地なし	
	上位施策への貢献度 【25】	上位施策の目的達成に貢献しているか。	<input type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分	
効率性 (判定) A	コスト低減の余地 【26】	コストの低減について、これ以上検討の余地はないか。	<input type="checkbox"/> 余地あり <input checked="" type="checkbox"/> 余地なし	
	民間の活用の余地 【27】	民間委託など民間活力の活用について、これ以上検討の余地はないか。	<input type="checkbox"/> 余地あり <input checked="" type="checkbox"/> 余地なし	
	執行方法改善の余地 【28】	事務事業の執行上、簡素化又は改善できるプロセスはないか。	<input type="checkbox"/> 余地あり <input checked="" type="checkbox"/> 余地なし	
	事業統合の余地 【29】	類似する他の事務事業との統合について、これ以上検討の余地はないか。	<input type="checkbox"/> 余地あり <input checked="" type="checkbox"/> 余地なし	
公平性	受益者負担の余地 【30】	受益者負担について、これ以上検討の余地はないか。また、対象、負担額等は適切か。	<input type="checkbox"/> 余地あり <input type="checkbox"/> 余地なし	

《今後の方向性と改善》

一次評価時点における今後の方向性 【31】	<input type="checkbox"/> 拡充して継続 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 執行方法の改善 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
判断理由及び見直し・改善の具体的内容	都市計画法等の法制に基づく事務事業のため、現状のまま継続するものとする。
前回の評価結果に対する見直し・改善状況 【32】	特になし

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見 【33】	玉名市都市計画マスタープランを基に都市計画法等の法制に基づく事務事業を行い住みよい都市づくりを推進していく。	評価責任者 田代史典
-------------------	--	----------------------

事務事業事後評価表

《基本情報》

事務事業の名称 【1】	景観形成推進事業		所管課 【2】	建設課
			評価者(担当者)	森田文子
総合計画での位置付け 【3】	基本目標(章)	①便利で快適なまちづくり		
	主要施策(節)	(5)まちなみの景観形成		
	施策区分 (市民意識調査結果)	(3)「美しい景観都市 玉名」の実現		
	<input type="checkbox"/> 【A】重点改善領域 <input checked="" type="checkbox"/> 【B】重点維持領域 <input type="checkbox"/> 【C】観察領域 <input type="checkbox"/> 【D】維持領域			
実施の根拠 (複数回答可) 【5】	<input type="checkbox"/> 市長公約 <input type="checkbox"/> 新市建設計画【 年度予定 : 金額 千円】 <input checked="" type="checkbox"/> 法令、県・市条例等【 景観法、屋外広告物法、熊本県景観条例 】 <input checked="" type="checkbox"/> その他の計画【 玉名市都市計画マスタープラン 】 <input type="checkbox"/> 該当なし			
事業区分 【6】	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> 義務的事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業 <input type="checkbox"/> 施設の維持管理事業 <input type="checkbox"/> 内部管理事務 <input type="checkbox"/> 計画等の策定事務			
会計区分 【7】	<input checked="" type="checkbox"/> 一般会計 <input type="checkbox"/> 特別・企業会計【 款 8 項 5 目 1 細目 6			

《事務事業の目的》

事務事業の実施背景 (どのような問題又はニーズがあるのか) 【8】	玉名市には、多数の歴史的資源や自然景観など長い歴史の中で大切に受け継がれてきた数々の歴史的資源が点在している。この景観資源を次世代に引き継いでいくために、玉名市としてそれらの資源の保全及び景観と調和した環境の形成等について独自に保護していくことが求められている。
対象(誰、何に対して) 【9】	市民(地域住民や来訪者)
意図(どのような状態にしたいのか) 【10】	玉名市が「景観行政団体」に移行し、良好な景観形成や景観保護等を推進するための基本方針である「景観計画」及び独自性を持った「景観条例」等を策定し良好な景観形成及び景観保護に努めることで、市民が愛着と誇りを持てる郷土づくりに資することができる環境を構築する。

《事務事業の概要》

事業期間 【11】	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返し <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度 【 年度】 【 H28 年度から】 【 年度～ 年度まで】		
事業主体 【12】	<input type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> その他【 】		
実施方法 【13】	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助金等交付 <input type="checkbox"/> その他【 】		
事務事業の具体的内容 【14】	①「玉名市景観計画」策定に伴う玉名市景観審議会の開催・運営及び景観法に基づく届出事務の運用 ②玉名らしい景観資源を発信するため景観写真集の発行ほか、広報やホームページを活用して情報発信を行う ③市民の景観まちづくりに向けた意識醸成のための景観交流会・学習会の開催 ④景観形成にかかる修景事業等に対する助成事業の実施 ⑤熊本県の権限移譲として屋外広告物条例制定の検討		事務事業を構成する細事業 【15】 ① 景観形成推進事業 ② 景観資源等掘り起こし・発信事業 ③ 景観活動担い手育成事業 ④ 景観形成支援事業 ⑤ 屋外広告物条例制定事業
	⇒		

《事務事業実施に係るコスト》

			H26年度決算	H27年度決算	H28年度決算	H29年度予算	全体計画	
投入コスト	事業費 (千円)	国庫支出金	%	0	0	0	0	0
		県支出金	%	0	0	0	0	0
		起債	%	0	0	0	0	0
		受益者負担		0	0	0	0	0
		その他		0	0	0	0	0
		一般財源		6,985	9,275	729	2,820	0
	【16】 小 計			6,985	9,275	729	2,820	0
	[再掲]臨時・非常勤職員人件費(千円)			0	0	0	0	
	職人 員 件 の 費	職員人工数		0.60	0.80	0.70	0.70	
		職員の年間平均給与額(千円)		5,761	5,871	5,871	5,871	
【17】 小 計			3,457	4,697	4,110	4,110		
合 計			10,442	13,972	4,839	6,930		

《事務事業の手段と活動指標》【18】

事務事業を構成する細事業	手段(細事業の具体的内容)	活動指標	単位	H26実績	H27実績	H28実績	H29計画
① 景観形成推進事業	景観学習会及び景観計画策定委員(H28から景観審議会)会を開催する	会議開催回数	回	5	5	2	2
② 景観資源等掘り起こし・発信事業	景観計画の周知や景観資源や学習活動の情報発信のため広報やホームページを活用する	「広報たまな」掲載数(折込チラシ含む)	回	6	1	8	14
③ 景観活動担い手育成事業	景観に関する学習・情報交流の場として、景観交流会及び学習会の実施	景観交流会及び学習会の開催回数	回	4	1	1	2
④ 景観形成支援事業	「玉名市景観形成支援補助金」の交付により、修景に対する助成を行う	補助金申請件数	件	***	***	0	4
⑤ 屋外広告物条例制定事業	熊本県の権限委譲として屋外広告物条例の制定	県との協議回数	回	***	***	2	5

《事務事業の成果》【19】

成果指標(意図の数値化)	計算方法又は説明	単位	H26目標	H27目標	H28目標	H29目標
			H26実績	H27実績	H28実績	
1 景観法及び「玉名市景観条例」に基づく届出の推移(「玉名市景観計画」の浸透度)	届出・協議件数(屋外広告物の協議含む)	件	—	—	—	—
2 玉名市景観交流会の参加人数の推移(市民の景観に対する関心度)	参加人数	人	—	—	50	70
			—	—	66	

《事務事業の評価》

評価項目		評価の視点	評価	評価の説明
妥当性 (判定) A	実施主体の妥当性【20】	市が実施すべき事業か。また、民間やNPO等他の団体では実施できない事業か。	<input type="checkbox"/> 問題あり <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし	景観法に基づく届出事務については、行政の責任において継続的に実施すべきものである。
	目的の妥当性【21】	税金を使って達成する目的か。また、市民ニーズの低下により役割が薄れていないか。	<input type="checkbox"/> 問題あり <input checked="" type="checkbox"/> 問題なし	
	廃止・休止の影響【22】	事業を止めた場合、受益者に不利益が生じる等の影響があるか。	<input checked="" type="checkbox"/> 影響あり <input type="checkbox"/> 影響なし	
有効性 (判定) B	目標の達成度【23】	成果指標の目標値は達成できたか。	<input checked="" type="checkbox"/> 達成 <input type="checkbox"/> 未達成	「玉名市景観計画」を策定したばかりであるため、今後の周知活動により、より成果が上がる余地がある。
	成果向上の余地【24】	成果がもっと上がる余地はないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 余地あり <input type="checkbox"/> 余地なし	
	上位施策への貢献度【25】	上位施策の目的達成に貢献しているか。	<input checked="" type="checkbox"/> 十分 <input type="checkbox"/> 不十分	
効率性 (判定) D	コスト低減の余地【26】	コストの低減について、これ以上検討の余地はないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 余地あり <input type="checkbox"/> 余地なし	事業によっては、民間団体との共同や民間主導による事業展開を実施する余地がある。
	民間の活用の余地【27】	民間委託など民間活力の活用について、これ以上検討の余地はないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 余地あり <input type="checkbox"/> 余地なし	
	執行方法改善の余地【28】	事務事業の執行上、簡素化又は改善できるプロセスはないか。	<input checked="" type="checkbox"/> 余地あり <input type="checkbox"/> 余地なし	
	事業統合の余地【29】	類似する他の事務事業との統合について、これ以上検討の余地はないか。	<input type="checkbox"/> 余地あり <input checked="" type="checkbox"/> 余地なし	
公平性	受益者負担の余地【30】	受益者負担について、これ以上検討の余地はないか。また、対象、負担額等は適切か。	<input type="checkbox"/> 余地あり <input checked="" type="checkbox"/> 余地なし	

《今後の方向性と改善》

一次評価時点における今後の方向性【31】	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充して継続 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 縮小して継続 <input type="checkbox"/> 執行方法の改善 <input type="checkbox"/> 休止・廃止
判断理由及び見直し・改善の具体的内容	平成28年6月に景観行政団体へと移行した。平成28年9月に「玉名市景観計画」を策定し景観計画に沿った、玉名らしい景観の形成に向けて事業の拡充を図る。 平成30年度以降、屋外広告物条例が制定されれば、その運用において事務量・人的負担が増えるため、事業の拡充が見込まれる。
前回の評価結果に対する見直し・改善状況【32】	玉名市景観交流会の開催、景観フォトブック「たまなの景」の発行、広報たまなによる啓発活動等効果的な事業を実施した。

■評価責任者記入欄■

評価責任者(課長)の所見【33】	景観の将来像「菊池川が育んだ味わい深い景観をかたるまち」を目指して、市民への周知等の事業が必要である。	評価責任者 田代史典
------------------	---	----------------------